

◎ 農業委員会に提出いただく許可申請の標準処理期間等について

1 許可申請書の提出期限について

許可申請書の提出期限については、毎月15日（土日祝日の場合は前日）としておりますが、総会の開催日に応じて多少前後しますので、お手数ですが、その都度お問い合わせください。

2 許可申請書の標準処理期間について

農地法3条許可申請書を受理してから、概ね30日間程度で許可書を交付しますが、農地転用許可申請などの知事許可案件については、農業委員会総会后、一般社団法人 北海道農業会議に意見を聴取し、意見書を附して北海道留萌振興局への進達となりますので、許可書が交付されるまでには更に時間を要します。あらかじめ、農業委員会に確認のうえ、時間に余裕を持って提出してください。